

署名認証

領事の面前で私文書に対して行われる署名認証は、署名者本人の身元および署名認証が行われた日付を証明するものです。

法律により公正証書の作成が義務付けられている法律行為を含む文書や、内容が違法である文書については、署名認証を行うことはできません。また、文書への署名が税務上の影響を伴う場合には、事前に関連する税金が納付済みであることを証明する必要があります。

署名認証を行う際、領事は文書の内容を証明するものではなく、その適法性についていかなる判断も示しません。領事は、署名認証を行った文書の内容について一切の責任を負いません。

必要書類

以下の書類に加え、領事館は申請内容を審査するために必要と判断した場合、追加の情報または書類の提出を求めることがあります。

- 署名者の有効な DNI（スペイン国民身分証明書）またはパスポート
- 署名者が外国籍の場合は NIE（外国人登録番号）
- 原本書類（署名は事前に行わず、本人出頭時に領事の面前で署名すること）
- 手数料の支払い

手続き

窓口受付時間は、月曜日から金曜日までの **9:00～13:00** です。

- [事前予約](#)が必要です。

手数料は現金でお支払いください（[現行の領事手数料表に基づきます](#)）。

関連法令

- [2011 年 5 月 10 日法律第 9/2011 号（領事手数料に関する法律）](#)

文書への署名当日は、本人の出頭が必須です。署名者は、有効な DNI またはパスポートの原本によって本人確認を受けなければなりません。

基本法令

- [1862 年 5 月 28 日 公証人法（Ley del Notariado）](#)
- [1944 年 6 月 2 日政令（公証制度の組織および運営規則を最終的に承認する政令）](#)